

- ※1 農林漁業を営む者とは、耕作農家については農業委員会、畜産農家については農業政策課に登録されている農業者を対象とします。林業、漁業その他の農業者については、都市計画課土地対策係までご相談ください。
- ※2 都市計画法第43条(建築許可)申請ができることがありますので、都市計画課土地対策係までご相談ください。
- ※3 区画形質の変更を伴う建築行為については、都市計画法第29条(開発許可)申請ができることがありますので、都市計画課土地対策係までご相談ください。
- 注 上図は住宅及び住宅に附属する建築物(車庫・物置等)を対象としたものです。その他の建築物については、都市計画課土地対策係までご相談ください。